

奈良県広域水道企業団災害時支援協力員制度実施要綱

(目的)

第1条 本制度は、奈良県内で大規模な地震、漏水事故等が発生した際(以下「震災時等」という。)に、奈良県広域水道企業団(以下「企業団」という。)が実施する応急給水活動を迅速かつ効率的に行うため、企業団水道事業に関する経験と知識を有している者の自発的な支援協力を得ることを目的とする。

(登録)

第2条 企業団は、次の各号の条件を満たし、支援協力の意向のある者を奈良県広域水道企業団災害時支援協力員(以下「協力員」という。)に登録(以下「登録」という。)する。

(1)すでに奈良県職員、企業団構成団体市町村職員又は企業団職員を退職した者で、在職していた期間(再任用期間も含む)に奈良県水道局、市町村水道部局又は企業団(派遣等を含む)に在籍していた者

(2)登録申込時点において満75歳未満である者

2 登録の有効期限は、登録日から満75歳になる年度末までとする。

(参集条件)

第3条 協力員は、県内で震度6強以上の地震が発生したときは、あらかじめ指定された場所に参集する。

2 協力員は、前項に規定する以外に企業団から要請があった場合は、その指定する場所に参集する。

(活動内容)

第4条 協力員は、震災時等において次の各号の活動を行う。

(1)企業団が行う応急給水活動の補助

(2)参集途中における水道施設等の被害状況の情報収集

(3)企業団が実施する防災訓練、研修への参加

2 協力員は、企業団の指示の下に活動する。

(物品の貸与)

第5条 企業団は協力員に対し、安全靴、ヘルメット等を貸与する。

(報酬等)

第6条 協力員の活動に対する報酬は無支給とする。また、震災時等の参集に要する費用も協力員の負担とする。

2 訓練、研修の参加に要する交通費等は企業団の負担とする。

(保険の加入)

第7条 企業団は、協力員の活動時の事故等に備え、奈良県社会福祉協議会の

「ボランティア活動保険」に加入する。

(一時解除)

第8条 協力員が奈良県、市町村又は企業団の再任用職員として採用され、奈良県地域防災計画又は市町村地域防災計画に基づく動員、奈良県広域水道企業団事故対策動員、奈良県広域水道企業団異常気象時の災害対策動員その他これに類する動員（以下「動員」という。）の対象となった場合は、登録を一時解除する。

2 一時解除の扱いは次の各号の通りとする。

(1) 第3条、第4条、第6条及び第7条は対象外とする。

(2) 第5条に定める物品の貸与は対象外とする。但し、一時解除となった時点で既に貸与されている物品については引き続き貸与する。

3 動員の対象外となった時点で一時解除扱いを解除する。

(その他)

第9条 本制度に係る事務局は、企業団技術・危機管理課危機管理係とする。

附則 この要綱は、平成19年6月25日から実施する。

附則 この要綱は、平成21年4月22日から実施する。

附則 この要綱は、平成25年5月21日から実施する。

附則 この要綱は、平成26年4月24日から実施する。

附則 この要綱は、平成28年4月22日から実施する。

附則 この要綱は、平成29年4月11日から実施する。

附則 この要綱は、令和4年6月15日から実施する。

附則 この要綱は、令和7年8月1日から実施する。